

小樽市発注建設工事の請負における地域建設業経営強化融資制度及び下請セーフティネット債務保証事業の活用に係る債権譲渡の承諾等に関する事務取扱要綱

制 定 平成29年2月15日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市（以下「市」という。）が発注する建設工事を受注する者（以下「受注者」という。）が当該工事に係る請負代金債権を担保として、地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）及び公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を活用する場合において、小樽市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づき市が行う債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 市が債権譲渡を承諾できる工事は、次に掲げる工事を除いた工事とする。ただし、受注者が地域建設業経営強化融資制度を活用する場合は、この限りでない。
- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、工期の最終年度に到達していない工事
 - (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
 - (3) 低入札価格調査を受けて落札し、契約した工事
 - (4) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事
- 2 前項ただし書に規定する場合は、同項第1号の工事であっても、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であるものについては、対象とする。この場合において、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めない。

(対象債権及び対象債権譲渡契約)

- 第3条 債権譲渡の対象となる債権は、受注者が市に対して有する工事請負契約の支払請求権とする。
- 2 当該債権譲渡に係る契約は、市長の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付き債権譲渡契約とする。

(譲渡債権の金額の範囲等)

第4条 債権譲渡を承諾できる金額の範囲は、請負代金額から前払金、中間前払金及び部分払金の支払額並びに当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、債権譲渡後に当該工事請負契約が解除された場合には、出来高部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金及び部分払金の支払額並びに当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合の譲渡債権の金額は、変更後の請負代金額に基づき算定するものとする。
- 3 受注者は、工事請負契約の内容に変更が生じたときは、第6条に規定する債権譲渡先に対し変更契約書の写しを提出し、通知しなければならない。

(債権譲渡を承諾する時点等)

第5条 市長は、次に掲げる時点でなければ、債権譲渡を承諾しない。

- (1) 地域建設業経営強化融資制度を利用する場合 当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降
 - (2) 下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合 当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降
- 2 市長は、承諾に当たっての出来高を確認する場合は、工事旬報等により確認するものとする。この場合において、債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事に係る出来高については最終年度の出来高予定額に対する出来高、第2条第2項に定める工事に係る出来高については当該工事全体に対する出来高とする。

(債権譲渡先)

第6条 市長は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）若しくは法令の規定に基づく公益法人である建設業者団体又は一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者（以下「債権譲渡先」という。）に対して受注者が債権譲渡を行う場合に、当該債権譲渡を承諾することができる。

(出来高確認)

- 第7条 債権譲渡先は、融資時に譲渡債権の担保価値を査定するために出来高確認を行うものとする。
- 2 債権譲渡先は、前項の出来高確認を行うため、事前に市長に対し工事出来高査定協力依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の依頼書の提出を受けたときは、債権譲渡先に対し工程に支障のな

い範囲で現場への立ち入りを承認するものとする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第8条 債権譲渡の承諾を受けようとする受注者は、債権譲渡先と共同して、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を作成し、市長に申請をしなければならない。

- (1) 譲渡債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致している債権譲渡承諾依頼書（様式第2号（第2条第2項に定める工事については様式第3号）又は様式第4号） 3通
 - (2) 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し 1通
 - (3) 仕様書等で定める工事旬報等第5条に定める出来高の確認できる書類 1通
 - (4) 保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
 - (5) 契約の相手方が代理人（受任者）である場合（契約書に支店長印等を押印している場合）で、当該代理人が申請書類を提出するときは、当該代理人が債権譲渡の権限を有していることが確認できる委任状 1通
- 2 前項第5号に規定する場合であって、代表者（委任者）が申請するときは、同項第1号に規定する債権譲渡承諾依頼書に押印する印は、実印でなければならない。

(債権譲渡の承諾基準)

第9条 市長は、次に掲げる要件が満たされていることを確認した場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書

ア 地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、様式第2号（第2条第2項に定める工事については様式第3号）を、下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、様式第4号を使用し、必要事項が記載されていること。

イ 受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致していること。

ウ 債権譲渡先が、第6条に定める者であること。

エ 当該工事が、第2条に定める対象工事であり、かつ、契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがないこと。

オ 工事請負代金債権額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡をしようとする額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる工事請負代金債権の額と一致していること。

(2) 調印済みの債権譲渡契約証書の写し

ア 債権譲渡契約については、第3条第2項に定める停止条件付債権譲渡契約で

あること。

イ 受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名等が選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書と整合性が認められること。

(3) 工事旬報等

ア 当該工事の出来高が、2分の1以上であること又は前払がなされた金額以上に到達したことを確認できること。

イ 記載事項が、工事請負契約書及び債権譲渡承諾依頼書の内容と相違がないこと。

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、当該保険又は保証に係る約款等により承諾が義務付けられているものである場合は、必要な承諾を受けている旨を証する書類

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済みの保険又は保証証券等及び約款等と承諾書の記載内容が一致していること。

(5) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事請負契約約款第44条第1項各号に該当するおそれがないこと。

(6) 受注者が、当該工事請負代金債権の債権者であること。

(債権譲渡の承諾手続)

第10条 市長は、受注者から申請書類を受領したときは、その内容を審査の上、7日以内（期日の末日が、小樽市の休日を定める条例（平成4年条例第42号）第1条に規定する休日の場合は、その翌日まで）に承諾し、債権譲渡承諾書（様式第5号（第2条第2項に定める工事については様式第6号）又は様式第7号）2通を受注者に交付するものとする。

2 市長は、やむを得ない事由により交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できないときは、その旨を速やかに受注者に連絡する。

(債権譲渡の不承諾)

第11条 市長は、第8条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第9条の基準が満たされていることの確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、市長は、速やかに、承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式第8号）2通を受注者に交付する。

(融資実行の報告書等の要求)

第12条 債権譲渡の承諾後、受注者及び債権譲渡先は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに、連署にて融資実行報告書(様式第9号(第2条第2項に定める工事については様式第10号))を市長に提出しなければならない。

2 受注者は、当該工事の未完成部分に係る融資を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに、公共工事金融保証証書の写しを市長に提出しなければならない。

(請負代金の請求等)

第13条 第10条第1項の規定による債権譲渡の承諾を受け、工事請負契約に係る債権を譲り受けた債権譲渡先が当該債権の支払いを請求するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。なお、債権金額の請求及び支払いは、契約の履行確認後でなければ行うことができないものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(様式第11号(第2条第2項に定める工事については様式第12号)) 1通
- (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(様式類の整備)

第14条 保証事業を実施するに当たって必要な債権譲渡先における取扱いや契約書その他の様式類等で本要綱に定めのないもの(金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書、公共工事金融保証証書等)は、保証事業の監督官庁や振興基金が定めたもの又は当該債権譲渡先が当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁若しくは振興基金と協議の上、必要な手続を経て定めるものを使用するものとする。

(債権譲渡承諾後の部分払等の取扱)

第15条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事については、前払金、中間前払金及び部分払(第2条第2項に定める工事については、会計年度末における部分払を除く。)の請求はできないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(適用区分)

- 2 この要綱は、施行日以後締結される工事請負契約に係る請負代金債権及び施行日前に締結された工事請負契約であって施行日において未請求の請負代金債権について適用する。